

岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年 7 月18日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第39号

岩手県立学校設置条例の一部を改正する条例

岩手県立学校設置条例（昭和32年岩手県条例第11号）の一部を次のように改正する。

改正前						改正後					
(特別支援学校)						(特別支援学校)					
第3条 県立の特別支援学校を次のとおり設置する。						第3条 県立の特別支援学校を次のとおり設置する。					
名 称	区 分	部	課程等	学 科	位 置	名 称	区 分	部	課程等	学 科	位 置
[略]						[略]					
岩手県立盛岡 となん支援学 校	[略]				<u>盛岡市</u>	岩手県立盛岡 となん支援学 校	[略]				<u>紫波郡矢 巾町</u>
[略]						[略]					
備考 改正部分は、下線の部分である。											

附 則

この条例は、平成30年1月1日から施行する。